

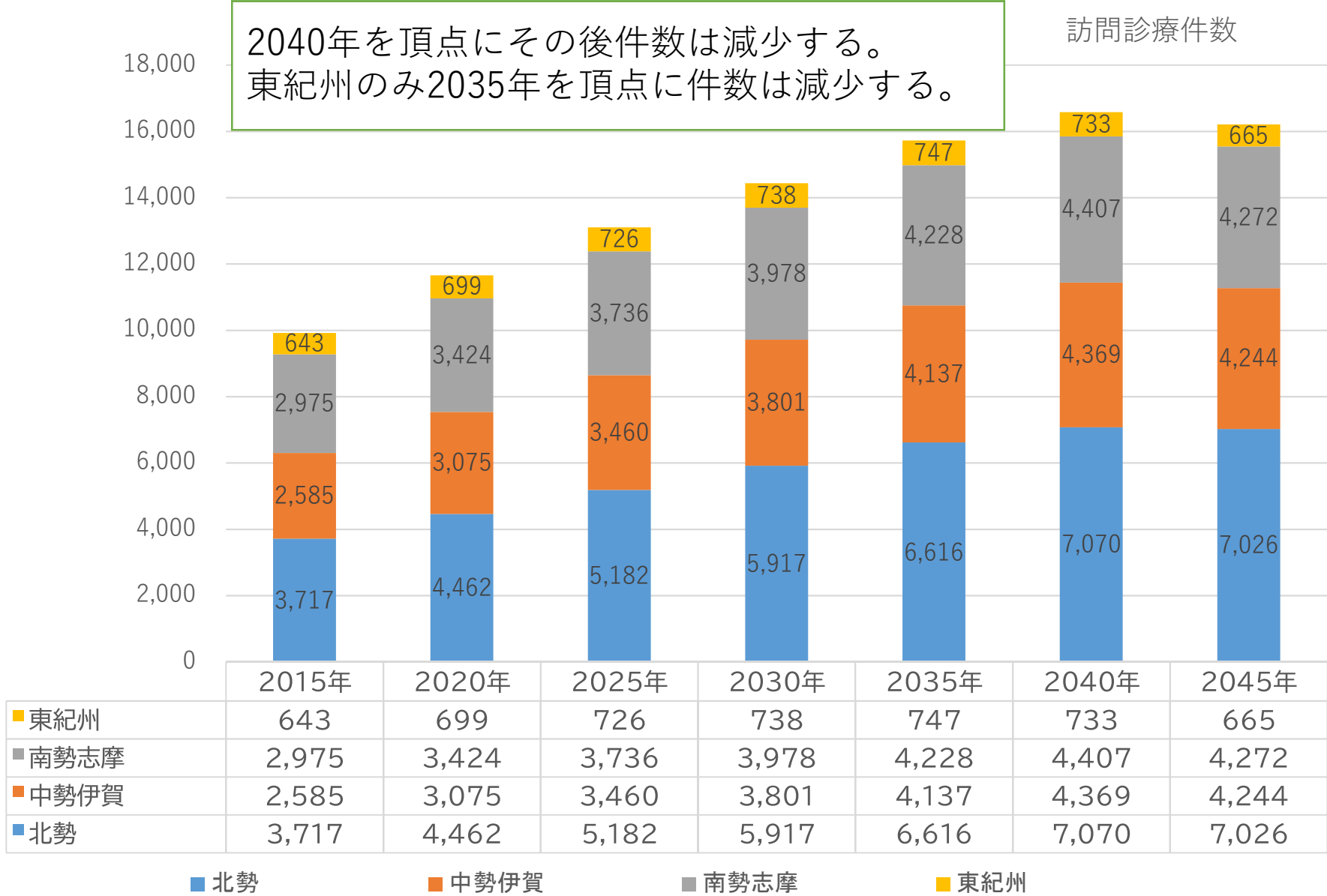


# 訪問診療・訪問看護将来推計

出典：厚生労働省「NDBデータ」「見える化システム」

# 訪問診療件数将来推計（平成27（2015）年～令和27（2045）年）

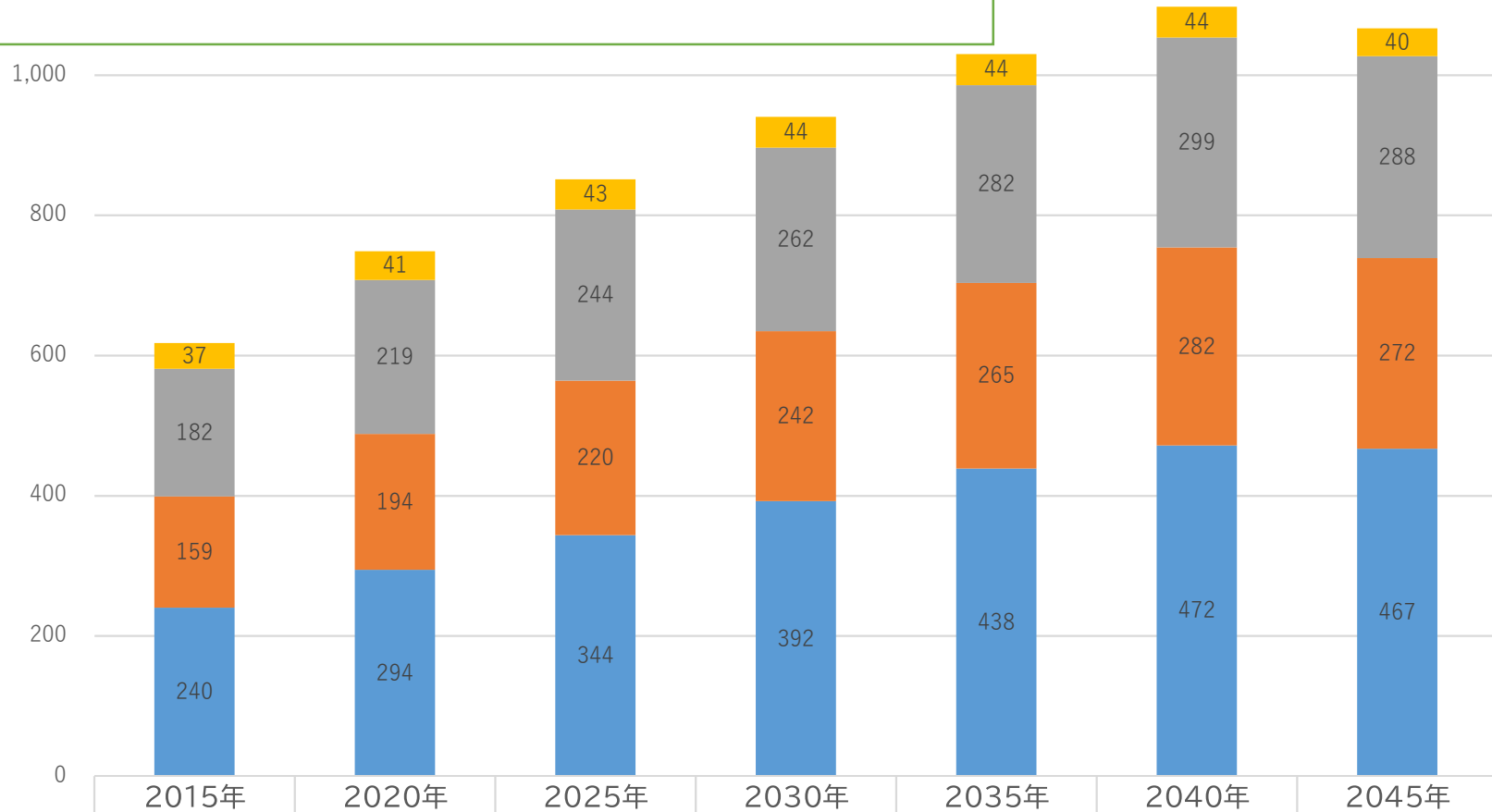
2040年を頂点にその後件数は減少する。  
東紀州のみ2035年を頂点に件数は減少する。



# 難病や継続的に医学的処置等を要する患者への訪問診療件数 (平成27(2015)年～令和27(2045)年)

難病や継続的に医学的処置等を要する患者への訪問診療件数 (件/年)

すべての地域で2040年を頂点にその後件数は減少する。

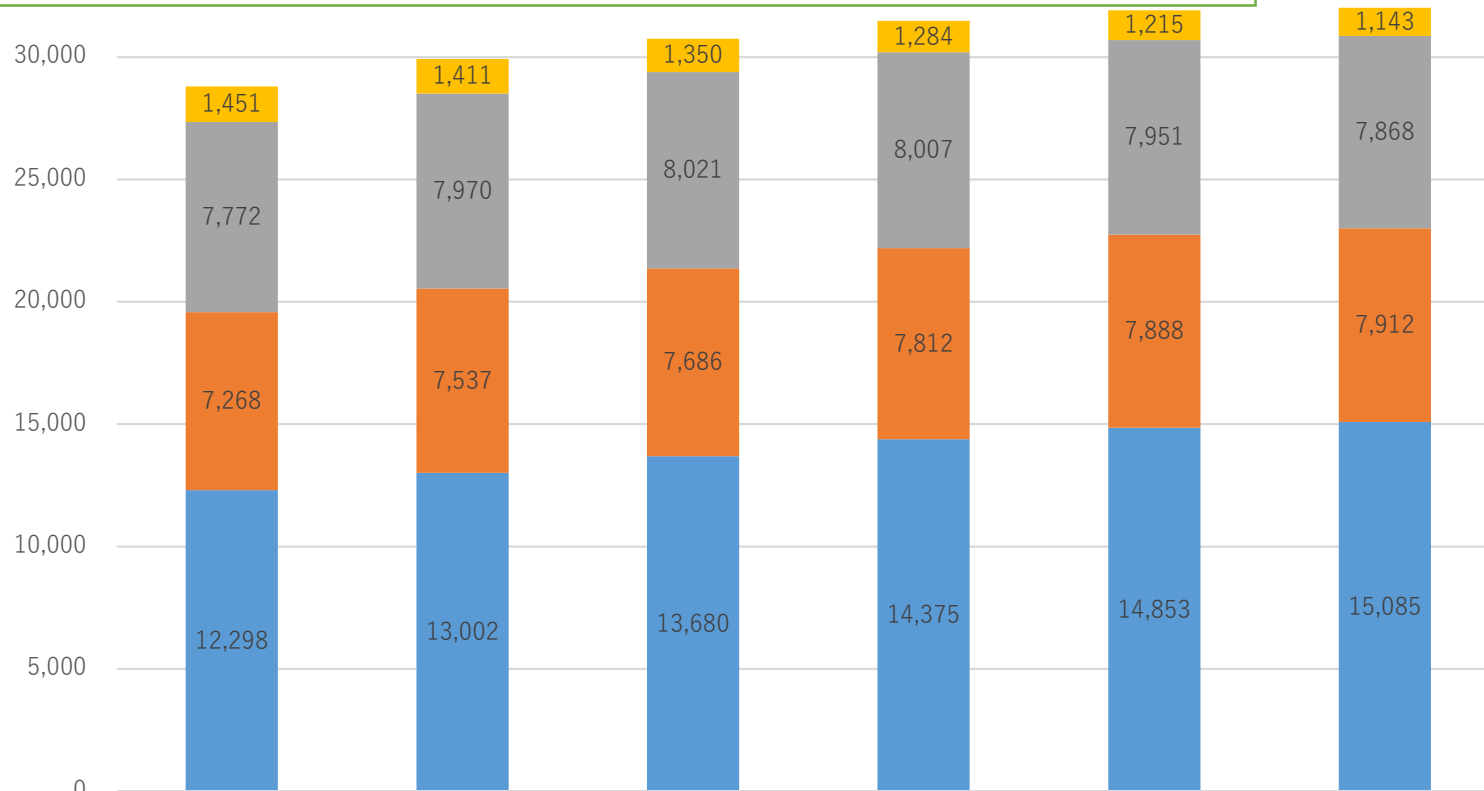


■ 東紀州	37	41	43	44	44	44	40
■ 南勢志摩	182	219	244	262	282	299	288
■ 中勢伊賀	159	194	220	242	265	282	272
■ 北勢	240	294	344	392	438	472	467

■ 北勢      ■ 中勢伊賀      ■ 南勢志摩      ■ 東紀州

# 訪問看護提供件数将来推計（医療）

- 地域によって訪問看護提供件数の最大値の年が異なる。
- 人口が多い北勢は2040年、人口が最も少ない東紀州では2015年が最大値

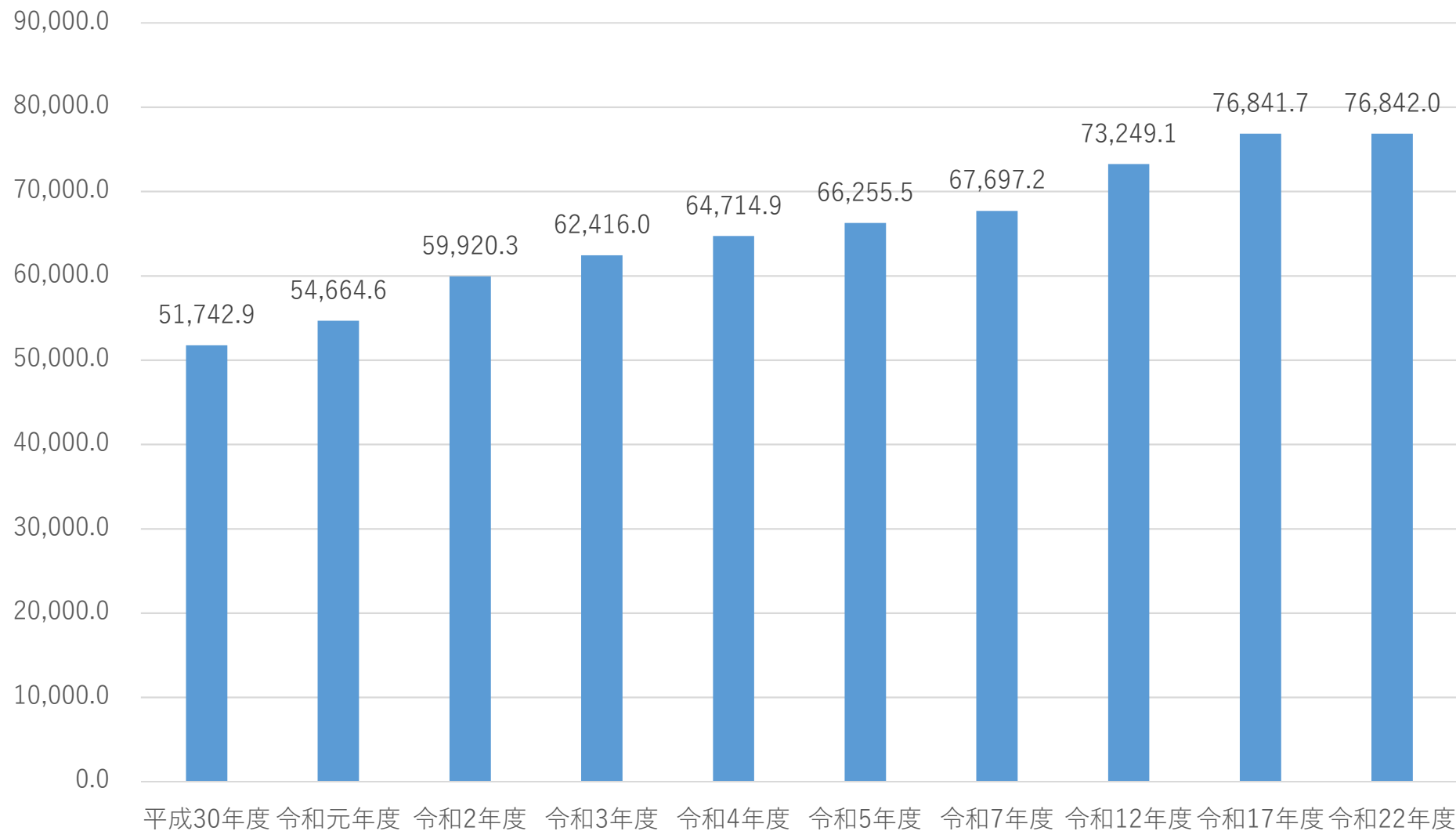


	2015	2020	2025	2030	2035	2040
■ 医療 東紀州	1,451	1,411	1,350	1,284	1,215	1,143
■ 医療 南勢志摩	7,772	7,970	8,021	8,007	7,951	7,868
■ 医療 中勢伊賀	7,268	7,537	7,686	7,812	7,888	7,912
■ 医療 北勢	12,298	13,002	13,680	14,375	14,853	15,085

■ 医療 北勢      ■ 医療 中勢伊賀      ■ 医療 南勢志摩      ■ 医療 東紀州

# 訪問看護提供件数 将来推計（介護+介護予防） 出典：見える化システム

回数（回）は1か月あたりの回数



# 【県内小児医療の現状】 ④ 療養・療育支援 ① 医療的ケア児数

医療的ケア児数は毎年増加しており、人工呼吸器を使用する児の割合も増加している。

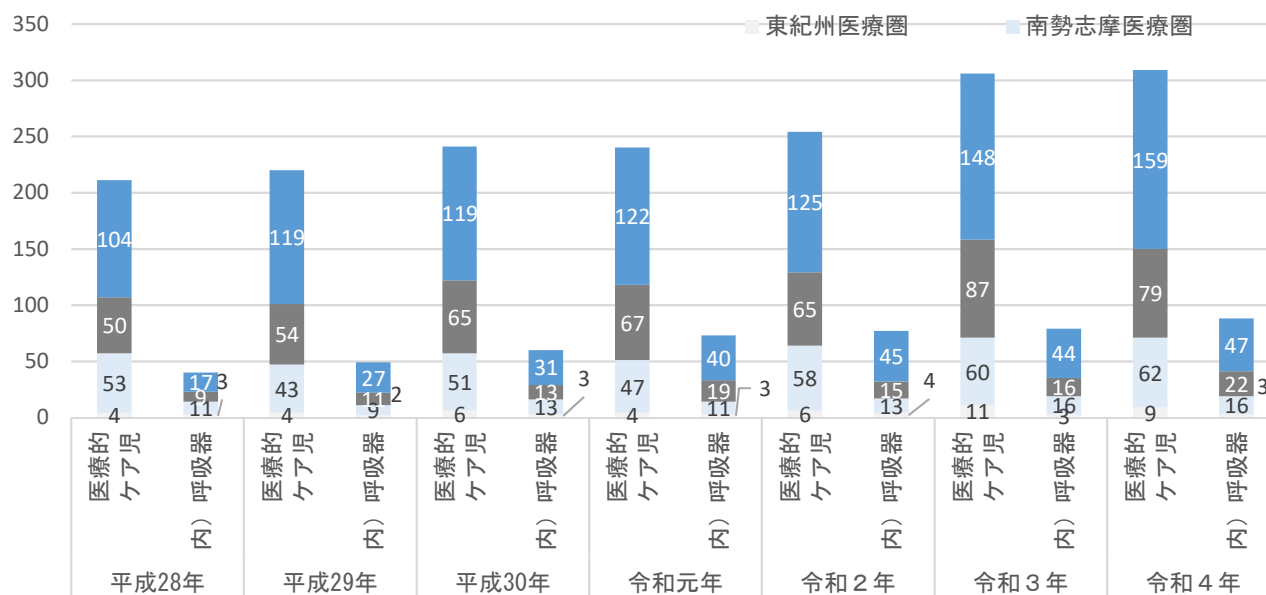
医療的ケア児数（0～19歳） 令和4年

	北勢 医療圏	中勢伊賀 医療圏	南勢志摩 医療圏	東紀州 医療圏	計
医療的ケア児	159	79	62	9	309
うち) 人工呼吸器使用児	47	22	16	3	88

参考：平成28年以降の医療的ケア児数（0～19歳）推移

※毎年11月1日時点の数値を集計

(人)



医療的ケア児：医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。（厚生労働省「第1回医療政策研修会資料」より）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）において

「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童

（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等に在籍するものをいう）

出典：三重県、三重大学トータルケアセンター調べ



### 1～4ページ

推計方法：

NDBデータ（※1）、審査支払機関提供データ（※2）、介護DBデータ（※3）及び住民基本台帳人口（※4）を基に作成した2019年度の性・年齢階級・都道府県別の訪問看護の利用率を、二次医療圏別の将来推計人口（※5）に機械的に適用して推計。

※1 2019年度における在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者在宅患者訪問看護・指導料及び精神科訪問看護・指導料のレセプトを集計。

※2 2019年度における訪問看護レセプトを集計。

※3 2019年度における訪問看護費または介護予防訪問看護費のレセプトを集計。

※4 2020年1月1日時点の住民基本台帳人口を利用。

※5 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」（出生中位・死亡中位）を利用。

### 5ページ

見える化システム（都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム）